

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

1. 趣旨

地域における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品廃棄物等の再生利用を促進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第9条第1項の規定による食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告について、食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量が都道府県別に主務大臣に報告されるよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成19年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)を一部改正する。一方、当該報告を行う食品廃棄物等多量発生事業者にとって多くの事務負担が発生していることを踏まえ、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等について、当該報告の内容を合理化するための改正を併せて行う。

2. 改正の概要

(1) 様式に追加する項目

都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

(2) 様式から削除する項目

対前年度比(表1、2、4、5、6~10)

定性的な項目の一部

表2「当該値を用いた理由」、「前年度から当該値を変更した理由」

表4「発生抑制の具体的な取組内容」

表5「再生利用の実施量の把握方法」

表6「熱回収の実施量の把握方法」

表8「再生利用等以外の実施量の把握方法」

表9「廃棄物としての処分の実施量の把握方法」

食品廃棄物等の減量の方法ごとの実施量の内訳(表7)

平成19年度以降の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況(表11)

特定肥飼料等の製造量(委託先又は譲渡先の業者の氏名、住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類は除く。)(表12)

(3) 様式を変更する項目

表4の「発生抑制の具体的な取組内容」と表15を統合して「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組」を記載するように変更(表15)

3. スケジュール(予定)

7月 改正省令の公布・施行